

【別添1】

「国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて」（昭和39年1月20日保発第2号）の一部改正

「国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて」（昭和39年1月20日保発第2号）の一部を次のように改正する。

第3項中「障害介護給付費の支払」を「障害介護給付費の審査及び支払」に改める。

第6項中「保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業」を「国民健康保険特別高額医療費共同事業」に改め、「一般会計」を「その他の会計」に改める。

別紙第6、別紙第7及び別紙第8の「診療報酬受入金」を「診療報酬等受入金」に改め、「診療報酬支出金」を「診療報酬等支出金」に改める。